

○農林水産省告示第七十号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第七の規定に基づき、オーストラリア連邦から発送されるカンキツ属植物の生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、平成四年五月六日農林水産省告示第五百十七号（オーストラリア連邦から発送されるパレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジ並びにレモンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める等の件）は、廃止する。
平成十七年一月十四日

農林水産大臣臨時代理

国务大臣 村上誠一郎

一 植物及び地域

カンキツ属植物の生果実であつて、次のいづれかに該当するものであること。

(一) オーストラリア連邦（タスマニアを除く、以下同じ。）内の地域のうち、オーストラリア連邦植物防疫機関がチユウカイミバエ及びクインスランドミバエ（以下、「ミバエ類」という。）について二によるトラップ調査（トラップを用いた有害動物の発生の有無に関する調査をいう。以下同じ。）及び生果実調査（生

果実に係る有害動物の付着の有無に関する調査をいう。以下同じ。）が濃密に行われる地区として指定した地域（以下、「指定地域」という。）で生産されたものであること。ただし、オーストラリア連邦内において、オーストラリア連邦内のミバエ類発生地域及びミバエ類発生国からのミバエ類の寄主植物の移入につき厳重な規制が行われている場合に限る。

(二) パレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジ、レモン、インペリアル、エレンデル、マスコット並びにミネオラの生果実であつて、オーストラリア連邦のうち、オーストラリア連邦植物防疫機関が濃密な病虫害防除が行われる地区として指定した地域で生産されたものであること。

二 生産地における調査

- (一) 一の(一)の場合にあつては、次の方法によりトラップ調査が行われていること。
- ア 調査はオーストラリア連邦植物防疫機関が行つこと。
- イ 指定地域内に、トラップをミバ工類の寄主植物の分布状況及び過去におけるミバ工類の発生状況を勘案して適正に配置すること。
- ウ イに定めるもののほか、トラップをオーストラリア連邦植物防疫機関が必要と認めるところに配置すること。
- (二) 一の(一)の場合にあつては、次の方法により生果実調査が行われていること。
- ア 調査はオーストラリア連邦植物防疫機関が行つこと。
- イ 指定地域内でミバ工類の寄主植物について行うこと。
- ウ 主として傷害、奇形等を有している生果実について行うこと。

六 消毒

- (一) 一の(二)の場合にあつては、オーストラリア連邦内の低温処理施設(以下、低温処理施設)という。又は海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ(以下、「低温処理コンテナ」という。において、次の方法による消毒が行われたものであること。
- ア バレンシア種及びワシントンネーブル種のスイートオレンジ、インペリアル、エレンデル、マッコット並びにミネオラについては、生果実の中心部が一・〇度になつた後引き続き十六日間その温度で消毒すること。
- イ レモンについては、生果実の中心部が一・〇度になつた後引き続き十四日間その温度で消毒すること。
- (二) 一の(二)の場合にあつては、低温処理施設及び低温処理コンテナは、あらかじめオーストラリア連邦植物防疫機関により(一)の消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものであること。

三 船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

四 生産地における検査及び証明

- (一) オーストラリア連邦植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信ずる旨記載されているオーストラリア連邦植物防疫機関が発行した植物防疫証明書が添付してあるものであること。
- (二) (一)の植物防疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。
- ア チチュウカイミバ工又はクインスランドミバ工に侵されていないものであること。
- イ 一の(一)の場合にあつては、二のトラップ調査及び生果実調査の結果ミバ工類が発見されていない指定地域で生産されたものであること。
- ウ 一の(二)の場合にあつては、六の消毒が行われたものであること。

五 こん包場所

- 一の(一)の場合にあつては、こん包は、二のトラップ調査及び生果実調査の結果、ミバ工類が発見されていない指定地域内で行われていること。

八 輸送中及び積込み時の措置

- (一) 一の(一)の場合にあつては、生果実を船舶又は航空機に積み込むためにミバ工類の発生地域を通過して輸送するときは、当該ミバ工類

の発生地域内において、当該生果実がミバ工類の侵入をおそれないと認められる材料によりこん包されていること。

(二) 一の(二)の場合にあつては、低温処理施設において六により消毒された生果実のこん包を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がミバ工類に侵されることのないための措置がとられていること。ただし、船舶又は航空機に積み込む場所であつて、当該生果実がミバ工類の侵入をおそれないと認められる材料によりこん包されているときは、この限りでない。

九 封印

- 各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナには、オーストラリア連邦植物防疫機関による封印がなされていること。
- 十 表示
 - 一の(一)の場合にあつては、四の(一)の検査が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナに、一の(二)の場合にあつては、四の(一)の検査及び六の消毒が行われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容されたコンテナに、輸出植物検査が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。